

電気用品安全法の概要とEMC

電気用品安全法は、電気製品の安全確保を目的として、製造・輸入事業者に対し、技術基準への適合確認や表示などの義務を課しています。しかし、法令理解や手続きの不足により、技術基準不適合や表示不備が発生し、行政指導や販売停止、自主回収につながる事例も見受けられます。

本セミナーでは、電気用品安全法の目的、規制対象となる電気製品の範囲、事業者が遵守すべき手続きや義務について、事例を交えながら分かりやすく解説します。また、EMC（電磁両立性）の基本概念と電波雑音規制の位置付けを説明するとともに、技術基準の解釈である別表第十および別表第十二の概要を紹介し、別表第十から別表第十二への見直し内容や最新のEMC規制動向について解説します。

令和8年

9月2日 水

13:00~16:30

定員20名
(先着順)

会場：島根県産業技術センター
プロジェクト研究室
(松江市北陵町1 テクノアークしまね)

受講料
無料

講師

桑原 崇氏

一般財団法人電気安全環境研究所

(電気製品安全センター副所長 兼

サステナビリティ推進室長、関西事業所副所長)

登坂 俊英氏

一般財団法人電気安全環境研究所

(EMC試験センター 測定G・グループマネージャー)

講座内容

第1部：電気用品安全法について

- ・電気用品安全法の概要
- ・求められる手続き
- ・その他の参考情報

第2部：EMC

- ・EMCとは
- ・電気用品安全法の電波雑音（全般）の解説
- ・電波雑音に関わる技術基準の解釈 別表第十の紹介
- ・電波雑音に関わる技術基準の解釈 別表第十二 EMC基準の紹介
- ・今後の動向の紹介

携行品：筆記用具(アンケート回答用)

受講条件：島根県内に事業所を有する企業で、製造業及び電気用品販売業に従事されている方

申込締切：令和8年8月24日(月) 17:00 (定員に達し次第締切)

申込方法：HPからお申込みください。 <https://www.joho-shimane.or.jp/purpose/human/11704>

対象者：国内向けの電気製品を製造している、もしくは輸入している事業者
電気製品の規格試験を担当することになり、電気用品安全法についての知識が必要な方
電気用品安全法の中でのEMC規制に関する最新動向を知りたい方
今後「別表第十二(J60335-1(2024)、J55014-1(H27)」の対応を検討されている方

習得知識：電気用品安全法の概要、国際規格に対応したEMC試験法



↑お申込みはこちらから↑

◆本講座は雇用調整助成金の対象となる場合がございます。詳細は最寄りのハローワーク等にご確認ください。

※ 本講座受講にあたり開示いただいた個人情報は、講座実施に係る運用・管理及び受講後のアンケートや当財団からのアンケート調査や事業紹介など当財団の活動の範囲以外で使用することはありません。

【お問合せ先】 ■申込み等に関すること

公益財団法人しまね産業振興財団
〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地
TEL:0852-60-5115 FAX:0852-60-5116
経営支援課 担当:徳田・堀谷

【お問合せ先】 ■講座の内容に関すること

島根県産業技術センター
TEL:0852-60-5138
担当:大坪・藤原

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる
島根*創生
SHIMANE SOUSEI